

灯油購入の一部費用を助成します

原油価格等の高騰に伴う緊急措置

根室市では、昨年に引き続き福祉の向上を図る目的から、低所得者世帯および高齢者世帯などに対し、冬季採暖に必要な灯油購入の一部費用を助成する「福祉灯油」を実施します。

該当する世帯の方は、受付期間中に手続きのうえ交付を受けてください。

■支給対象

支給の対象となる世帯は、次の世帯区分に該当する世帯です。ただし、該当世帯でも世帯主およびその世帯員（住民基本台帳登録世帯員）の平成20年度市民税が非課税の世帯に限ります。また、原則として福祉施設入所者等は対象外とします。

① 高齢者世帯

75歳以上（昭和9年3月31日以前生まれの方）の単身および夫婦。世帯基準日は平成20年12月1日となります。

② 心身障害者世帯

・国民年金法による障害者

基礎年金受給者がいる世帯。

・特別障害者手当、障害児福祉手当または福祉手当受給者がいる世帯。

・特別児童扶養手当受給者がいる世帯。

・特別障害者給付金受給者。

③ 母子世帯

児童扶養手当受給者がいる世帯。

④ 生活保護世帯

生活保護費受給者世帯。

※対象世帯区分の重複世帯については、生活保護世帯を優先します。

■支給額

一世帯当たり一万円（灯油券五千円×二枚）を支給します。ただし、生活保護世帯は五千円の支給です。

■支給回数

受付期間中に、一世帯当たり一回の支給です。

■利用対象製品

灯油のみ利用できます。

■受付期間

平成20年12月1日(月)から平成21年2月27日(金)まで、平日の午前9時から午後5時までの受け付けとなります。受付後、その場で灯油券が交付されます。

■受付場所

①市役所一階介護福祉課の、16・18・20番の窓口で受け付けします。

②歯舞支所での受け付けは、申請から交付まで数日間必要となります。

■持参する物

①申請のときには、申請者の印鑑。代理申請の場合は、申請者の印鑑と代理人の印鑑を持参してください。

②障害年金の方は、年金証書または振込通知書（国民年金障害基礎）等の確認できるものを持参してください。

注意事項

- ①灯油券は、支給決定者の世帯でのみ使用することができるものとし、第三者への譲渡、転売はできません。
- ②灯油券の使用に際して、支給額に満たない場合であっても、つり銭等は支払われません。
- ③灯油券の交付を受けた場合は、釧路地方石油業協同組合根室支部に加盟する各販売店で給油を受けることができます。

問合せ先

根室市役所 ☎(23)6111番

- ・心身障害者および母子世帯に関すること
介護福祉課福祉担当 窓口18番 内線2173番
- ・高齢者世帯に関すること
介護福祉課高齢者福祉担当 窓口16番 内線2174番
- ・生活保護世帯に関すること
社会福祉課社会援護担当 窓口20番 内線2176番